

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月28日

【計算期間】 第7期中(自 2019年10月30日 至 2020年4月28日)

【ファンド名】 ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ  
(Nomura Trust - Nomura Alpha Managers,  
a Series Trust of Nomura Trust)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 フランソワ・ジョン  
(François John, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島 KY1-1104 グランド・ケイマン ウグランド・ハウス 私書箱  
309  
(PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子  
同 岡田 春奈  
同 桑原 広太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1453

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ (Nomura Trust - Nomura Alpha Managers, a Series Trust of Nomura Trust) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

## (1)【投資状況】

(2020年5月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	アメリカ合衆国	1,084,583	48.01
	ルクセンブルグ	1,033,757	45.76
	ジャージー(チャネル諸島)	4,734	0.21
	小計	2,123,074	93.99
現金、受取債権およびその他の資産(負債控除後)		135,874	6.01
純資産総額		2,258,948 (242,904,678円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 米ドルの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.53円)によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2020年5月末日および同日前1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

## Aクラス受益証券

	純資産総額	1口当り純資産価格
	(円)	(円)
2019年6月末日	178,102,500	7,966
7月末日	179,862,858	8,045
8月末日	162,229,940	7,668
9月末日	158,187,421	7,548
10月末日	141,857,883	7,483
11月末日	141,295,534	7,453
12月末日	141,235,794	7,450
2020年1月末日	141,050,976	7,441
2月末日	139,865,684	7,378
3月末日	126,317,287	7,134
4月末日	126,630,469	7,151
5月末日	126,338,357	7,175

(注) 各月末日の数値は、毎月最終評価日現在の金額を表しています。

## Bクラス受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2019年6月末日	1,518,356.59	163,268,884	86.25	9,274
7月末日	1,537,430.78	165,319,932	87.33	9,391
8月末日	1,444,169.46	155,291,542	83.45	8,973
9月末日	1,421,034.21	152,803,809	82.35	8,855
10月末日	1,404,857.62	151,064,340	81.89	8,806
11月末日	1,391,757.61	149,655,696	81.70	8,785
12月末日	1,395,044.72	150,009,159	81.89	8,806
2020年1月末日	879,658.70	94,589,700	81.94	8,811
2月末日	782,568.84	84,149,627	81.39	8,752
3月末日	756,214.67	81,315,763	78.65	8,457
4月末日	759,931.54	81,715,438	79.04	8,499
5月末日	763,084.53	82,054,480	79.36	8,534

(注) 各月末日の数値は、毎月最終評価日現在の金額を表しています。

## Cクラス受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2019年6月末日	550,040.56	39,245,394	91.10	6,500
7月末日	556,233.72	39,687,276	92.12	6,573
8月末日	530,157.33	37,826,725	87.80	6,265
9月末日	522,834.33	37,304,229	86.59	6,178
10月末日	519,251.25	37,048,577	86.00	6,136
11月末日	517,653.18	36,934,554	85.73	6,117
12月末日	518,400.23	36,987,856	85.86	6,126
2020年1月末日	509,681.35	36,365,764	85.83	6,124
2月末日	505,926.75	36,097,874	85.20	6,079
3月末日	487,247.63	34,765,118	82.06	5,855
4月末日	489,259.39	34,908,657	82.39	5,879
5月末日	491,255.64	35,051,090	82.73	5,903

(注1) 各月末日の数値は、毎月最終評価日現在の金額を表しています。

(注2) 豪ドルの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=71.35円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%) (注)		
	Aクラス受益証券	Bクラス受益証券	Cクラス受益証券
2019年6月1日から2020年5月末日	-9.66	-7.52	-8.78

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2020年5月最終評価日の受益証券1口当り純資産価格

b = 2019年5月最終評価日の受益証券1口当り純資産価格

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%) (注)		
	Aクラス受益証券	Bクラス受益証券	Cクラス受益証券
2013年(2013年10月25日から2013年12月末日)	-0.28	-0.15	0.21
2014年(2014年1月1日から2014年12月末日)	1.89	2.31	4.49
2015年(2015年1月1日から2015年12月末日)	-5.73	-5.15	-3.09
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	-6.61	-5.47	-4.18
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	-3.10	-1.69	-1.50
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-7.34	-4.82	-5.11
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	-7.25	-4.46	-5.52
2020年(2020年1月1日から2020年5月末日)	-3.69	-3.09	-3.65

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2020年については5月最終評価日)の受益証券1口当り純資産価格

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格

2013年の場合、受益証券1口当り当初発行価格

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

## 2【販売及び買戻しの実績】

2020年5月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2020年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aクラス受益証券	0 (0)	4,850 (4,850)	17,607 (17,607)
Bクラス受益証券	0 (0)	10,030 (10,030)	9,615 (9,615)
Cクラス受益証券	0 (0)	100 (100)	5,938 (5,938)

(注1) 上記の数値は、2019年5月の最終評価日の翌日から2020年5月の最終評価日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年5月の最終評価日現在の発行済口数を示しています。

(注2) ( )の数値は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

### 3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.53円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

## (1)【資産及び負債の状況】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ  
純資産計算書  
2020年4月28日現在  
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産の部			
投資有価証券 純資産額 (取得価額: 2,130,002米ドル)	2	2,098,576	225,660
銀行預金		173,394	18,645
先渡為替契約未実現利益	13	34,740	3,736
資産合計		<u>2,306,710</u>	<u>248,041</u>
負債の部			
未払費用	9	46,701	5,022
未払利息		7	1
負債合計		<u>46,708</u>	<u>5,023</u>
純資産		<u><u>2,260,002</u></u>	<u><u>243,018</u></u>

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券(日本円)	7,151	17,707	126,630,469
Bクラス受益証券(米ドル)	79.04	9,615	759,932
Cクラス受益証券(豪ドル)	82.39	5,938	489,259

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ

## 発行済受益証券数の変動表

2020年4月28日に終了した期間

## Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	18,957
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(1,250)
期末現在発行済受益証券数	<u>17,707</u>

## Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	17,155
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(7,540)
期末現在発行済受益証券数	<u>9,615</u>

## Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	6,038
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(100)
期末現在発行済受益証券数	<u>5,938</u>

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ

財務書類に対する注記

2020年4月28日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・トラスト(「トラスト」)は、マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「管理会社」)との間で締結された2013年8月8日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠する、ユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

ファンド

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ(「ファンド」)は、受託会社と管理会社の間で締結された2013年8月8日付追補証書に従い設定された。

ファンドは、マスター信託証書に記載される状況に従い償還される。ファンドはまた、( )2020年10月31日、もしくは受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議の上決定するその他の日において、または( )発行済受益証券の口数が30万口を下回った場合にも、受託会社の裁量(管理会社および投資顧問会社と協議の上)により、償還されることがある。

クラスは、当該クラスの純資産額が10億円(相当)を下回った場合、受託会社が、その裁量において、管理会社および投資顧問会社と協議の上、当該クラスのすべての受益証券の強制買戻しを行うことにより、償還されることがある。

ファンドの投資目的は、主に様々な資産に投資を行っている各種投資信託への投資を通じて信託財産の成長を目指すことである。

投資顧問会社は、主に( )通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム(「分離口座プラットフォーム」)で利用できる外部の運用マネージャー(「マネージャー」)をマネージャーとして起用する投資ピークル(「分離口座」)に直接、または分離口座へのフィーダーファンド(「フィーダーファンド」)となる一連のプールされた投資ピークルを通じて間接的に分離口座に、( )欧州連合および欧州経済地域内の各法域で導入され、預託機関、報酬方針および制裁措置について通達2009/65/ECを改定した、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2014年7月23日付通達2014/91/EU(「UCITS通達」)に基づく関連法で規制された、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての資格を有する投資ピークル(「UCITS」)に直接、ファンドの資産を投資することにより、その目的の達成を目指す。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従った継続会計基準以外の基準に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

管理会社はその裁量により他の方法を定めない限り、各シリーズ・トラストの資産は、入手可能な直近の価格、すなわち国際的な価格設定業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格で以下のように評価される。

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格(取引価格または評価額)で評価される。通常、入手可能な直近の終値は、午前10時頃(中央ヨーロッパ時間)に入手可能となる。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価される。

- (c) 投資対象は、国際的に認識された価格設定業者による相場に基づき価格が決められる。
- (d) 市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用した手続に従い、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価される。

#### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

#### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2020年4月28日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.54155豪ドル

1米ドル = 0.92255ユーロ

1米ドル = 107.07002円

#### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

#### 注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために受託会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から受託会社に対して支払われる。

#### 注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額をファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために管理会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から管理会社に対して支払われる。

#### 注5 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における各四半期の純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために投資顧問会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から投資顧問会社に対して支払われる。

#### 注6 - 保管会社の報酬

保管会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

ファンドのために保管会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から保管会社に対して支払われる。

#### 注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取る。

ファンドのために事務代行会社が負担したすべての適正な立替実費および支払金も、ファンドの資産から事務代行会社に対して支払われる。

#### 注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、米ドルで算出され支払われる報酬として、各評価日における純資産額の平均値の年率0.60%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、代行協会員としてファンドについて提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの資産から支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

#### 注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	3,506
代行協会員報酬	3,503
事務代行会社報酬	584
保管会社報酬	117
受託会社および管理会社報酬	175
立替実費	58
専門家報酬	30,639
清算費用	8,119
未払費用	<u>46,701</u>

#### 注10 - 分配

管理会社は現在、受益者に対して分配を行う予定はなく、いずれのクラスについても分配が行われる旨の表明または保証はなされていない。原則として、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、各クラスについて、該当クラスの受益証券1口当り純資産価格、該当クラスに帰属する投資収益ならびに実現および未実現のキャピタルゲインを考慮して、月次分配またはその他中間分配を宣言することができ、合理的な分配水準を維持するために必要であると判断される場合は、分配可能なその他の資金の中からこれを行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカムゲインおよびキャピタルゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

2020年4月28日に終了した期間において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

#### 注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

#### 注12 - 募集および買戻し

##### 受益証券の購入

受益証券は、各取引日において適格投資家に対して継続的に募集される。受益証券1口当りの発行価格は、その申込みに対応する取引日(ただし、取引締切時間(以下に定義する。)までに受領された場合に限る。)である評価日における、該当するクラスの受益証券1口当りの純資産価格とする。各投資家の投資口数は1口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する当該クラスのその他の口数である。ただし、受益証券は整数でのみ発行されるものとする。受益証券1口当り純資産価格に、受益証券1口当り純資産価格の4.00%(税抜)以内の申込手数料が加算される。

受益証券の購入に係る申込書は、当該取引日の直前に当たる申込日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が、その単独の裁量において随時決定するその他の日および/もしくは時間（「取引締切時間」）までに事務代行会社により受領されるものとする。申込みがなされたクラスの表示通貨建てで支払われる代金は、当該計算日（当日を含まない。）（通常、取引日の1週間後）の5営業日以内の日もしくは管理会社が、その絶対的な裁量において随時決定するその他の期間以内の日、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに受領されなければならない。

管理会社は、受益証券の全部または一部に係る購入の注文を拒絶することができ、上記のとおり適切に記入済の申込書および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができる。

#### 受益証券の買戻し

受益者は、各取引日においてその選択により受益証券の買戻しを行うことができる。受益者は、買戻通知を送付して、申込日直後の取引日に管理会社が買戻通知に記載された該当するクラスの受益証券を買戻すよう請求することができる。すべての取引日における各受益者の買戻口数は1口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する当該クラスのその他の口数である。ただし、受益証券は整数でのみ買戻されるものとする。買戻通知は、当該取引日直前の申込日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、事務代行会社により受領されなければならない。かかる期限後に受領された買戻通知は、翌取引日まで延期される。

受益証券1口当り買戻価格は、その申込みに対応する取引日である評価日の該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格とする。

買戻しに係る送金は、当該計算日（当日を含まない。）から5営業日以内、もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定するその他の期間内、またはCクラス受益証券に関しては、当該5営業日目がメルボルンにおいて銀行が営業を行っている日ではない場合、メルボルンにおいて銀行が営業を行っている翌営業日までに、買戻しされる当該クラスの表示通貨にて電信送金により行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻し注文の停止、拒絶または償却を行う権利を有し、また買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、円滑なファンド運営のための大量の買戻請求の防止策として、純資産額、市場流動性および/または関連性があるとみなすその他の状況を考慮の上、買戻請求額を制限する権利または買戻請求の受領を中止する権利を有する。とりわけ、分離口座またはUCITSが、かかる分離口座もしくはUCITSより発行された証券の買戻しの停止を宣言した場合、または、ある取引日において、ファンドが受領したすべての買戻通知に対応するために必要な受益証券の買戻しを妨げるような類似の措置をとった場合、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上、当該取引日に買戻される可能性のある各クラスの受益証券口数を、管理会社が決定する数に制限することができる。かかる制限は、その取引日に当該クラスの受益証券の買戻し請求を希望しているすべての受益者が、当該受益証券と同じ割合で買戻しが行えるよう、比例して適用される。

#### 注13 - 先渡為替契約

2020年4月28日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (米ドル)
米ドル	313,984	豪ドル	486,285	2020年5月20日	(1,494)
米ドル	1,174,837	日本円	125,923,127	2020年5月20日	(1,703)
米ドル	1,177,308	日本円	126,317,287	2020年5月12日	(2,749)
米ドル	311,100	豪ドル	485,429	2020年5月7日	(3,809)
米ドル	1,171,961	日本円	126,111,531	2020年5月7日	(6,069)
米ドル	307,074	豪ドル	487,247	2020年5月12日	(9,019)
日本円	126,111,531	米ドル	1,158,741	2020年5月7日	19,288
豪ドル	485,429	米ドル	299,151	2020年5月7日	15,757
豪ドル	486,285	米ドル	306,492	2020年5月20日	8,986

日本円	126,317,287	米ドル	1,174,134	2020年5月12日	5,923
豪ドル	487,247	米ドル	312,296	2020年5月12日	3,798
日本円	125,923,127	米ドル	1,173,853	2020年5月20日	2,687
日本円	125,531,923	米ドル	1,171,340	2020年5月26日	1,671
豪ドル	484,906	米ドル	313,118	2020年5月26日	1,473
					<b>34,740</b>

## 注14 - 後発事象

2020年初頭以来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が、世界経済および金融市場に悪影響を及ぼし、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がファンドの投資対象の財務実績に及ぼす影響は、流行の続く期間および感染拡大ならびに関連する勧告および制限を含む今後の動向に左右される。これらの動向およびCOVID-19が金融市場および経済全体に与える影響は極めて不確実であり、予測不可能である。金融市場および/または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を被る可能性がある。

このため、受託会社および管理会社は、ウイルスの感染拡大防止に向けた政府の取組みを継続して注視し、ファンドの実績に対する経済面における潜在的影響を注意深く監視している。

ファンドは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続する能力を十分に有している。ファンドの各評価日における未監査の純資産額は、入手可能である。

また、ファンドは2020年10月31日に償還する予定である。

## (2) 【投資有価証券明細表等】

## 【投資株式明細表】

該当事項はありません。

## 【株式以外の投資有価証券明細表】

ノムラ・トラスト ノムラ・アルファ・マネージャーズ  
 投資有価証券明細表  
 2020年4月28日現在  
 (米ドルで表示)

数量 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合(%)
<b>投資信託</b>				
<b>ジャージー(チャネル諸島)</b>				
57	マネージド・ファンド/マッコリー・ アジア・アルファ・ファンド・リミテッド	6,150	4,734	0.21
		6,150	4,734	0.21
	ジャージー(チャネル諸島)合計	6,150	4,734	0.21
<b>投資信託</b>				
<b>ルクセンブルグ</b>				
37,992	フランクリン・テンブルトン・ インベストメント・ファンズ - テンブルトン・グローバル・トータル・ リターン・ファンド	1,063,530	1,026,158	45.41
		1,063,530	1,026,158	45.41
	ルクセンブルグ合計	1,063,530	1,026,158	45.41
<b>投資信託</b>				
<b>米国</b>				
9,883	ブラックロック・ストラテジック・ ファンズ - ブラックロック・アメリカズ・ ダイバーシファイド・エクイティ・ アブソルート・リターン・ファンド	1,060,322	1,067,684	47.24
		1,060,322	1,067,684	47.24
	米国合計	1,060,322	1,067,684	47.24
<b>投資有価証券合計</b>		<b>2,130,002</b> <b>(229,039,115円)</b>	<b>2,098,576</b> <b>(225,659,877円)</b>	<b>92.86</b>

(1) 数量は、受益証券/投資証券の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

#### 4【管理会社の概況】

##### (1)【資本金の額】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(Global Funds Trust Company)(以下「管理会社」といいます。)の払込済資本金は500,000ユーロ(約5,957万円)で、2020年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株10ユーロ(約1,191円)の記名式株式50,000株を発行済です。  
(注)ユーロの円貨換算は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=119.13円)によります。

##### (2)【事業の内容及び営業の状況】

###### i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、一般的な運用および管理サービスを行うことをその目的とします。

管理会社は、2020年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約244億円です。

(2020年5月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託	27	145,330,350.37米ドル
		1	59,030,486.03トルコリラ
		2	2,661,421.86ユーロ
		16	1,655,113,627円
		21	82,174,014.74豪ドル

) 管理会社としての役割

管理会社は、銀行および信託会社法(2020年改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。管理会社はまた、ミューチュアル・ファンド法(2020年改訂済)に基づき、認可された投資信託管理者であり、有価証券投資事業法(2020年改訂済)第5(4)条および別表4に基づく登録者として登録されています。

管理会社の権利および義務は、信託証書(2016年4月1日付修正証書(2016年4月27日効力発生)により修正済。)に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの受益証券の発行を行う独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施(あった場合)、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人(受託会社の関係者を含みます。)に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社のファンドに関する職務の一部は、事務代行会社および投資顧問会社に委託されています。

管理会社は、潜在的な債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、(信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、ファンドに関して、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切と認める後任の管理会社を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後も、ファンドの管理会社として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与された、すべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(3) 【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年5月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=119.13円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## 独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
取締役会 御中

### 財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「貴社」という。）の2020年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、貴社の2020年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務成績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、貴社から独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

#### その他の情報

経営陣は、経営および運営に関する情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

#### 財務書類に関する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣に貴社を清算するもしくは運営を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない限りは、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、取締役会のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事項を取締役に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、貴社および取締役会以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、貴社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について取締役会に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2020年6月17日

## Independent Auditors' Report

The Board of Directors  
Global Funds Trust Company

### Report on the Audit of the Financial Statements

#### Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2020, and the profit and loss account for the year then ended, and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2020 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

#### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### Other Information

Other information consists of the Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

#### Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

#### Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG LTD.

June 17, 2020

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## 独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
取締役会 御中

### 財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務成績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、貴社から独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

#### その他の情報

経営陣は、経営および運営に関する情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

#### 財務書類に関する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣に貴社を清算するもしくは運営を停止する予定があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない限りは、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に関して責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、取締役会のためにのみ作成されるものである。我々の監査業務は、監査報告書にて表明することを求められている事項を取締役に述べるために行われており、それ以外の目的はない。法律で認められている限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が作成する意見に関して、貴社および取締役会以外のいかなる者に対しても責任を引き受けず、また負わない。

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、貴社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について取締役会に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年7月10日

## Independent Auditors' Report

The Board of Directors  
Global Funds Trust Company

### Report on the Audit of the Financial Statements

#### Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2019 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

#### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### Other Information

Other information consists of the Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

#### Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

#### Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

ERNST & YOUNG LTD.

July 10, 2019

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## (1)【資産及び負債の状況】

## グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

## 貸借対照表

2020年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2020年3月31日		2019年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
金融資産					
関連事業株式	5	600,000	71,478	600,000	71,478
固定資産として保有される投資	5	12,960	1,544	4,094	488
		<u>612,960</u>	<u>73,022</u>	<u>604,094</u>	<u>71,966</u>
<b>流動資産</b>					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		1,859,260	221,494	1,792,840	213,581
銀行預金および手元現金	9	4,451,230	530,275	4,055,279	483,105
		<u>6,310,490</u>	<u>751,769</u>	<u>5,848,119</u>	<u>696,686</u>
<b>資産合計</b>		<u><u>6,923,450</u></u>	<u><u>824,791</u></u>	<u><u>6,452,213</u></u>	<u><u>768,652</u></u>
<b>資本金、準備金および負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
払込済資本金	3	500,000	59,565	500,000	59,565
繰越損益	4	2,466,963	293,889	2,159,859	257,304
当期損益	4	379,347	45,192	307,104	36,585
		<u>3,346,310</u>	<u>398,646</u>	<u>2,966,963</u>	<u>353,454</u>
<b>債務</b>					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	7	67,000	7,982	105,000	12,509
関連事業から派生する金額					
a) 1年以内期限到来	7、9	3,510,140	418,163	3,380,250	402,689
		<u>3,577,140</u>	<u>426,145</u>	<u>3,485,250</u>	<u>415,198</u>
<b>資本金、準備金および負債合計</b>		<u><u>6,923,450</u></u>	<u><u>824,791</u></u>	<u><u>6,452,213</u></u>	<u><u>768,652</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

## 損益計算書

2020年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2020年		2019年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から 5 . 総損益	10	397,186	47,317	310,108	36,943
10 . 固定資産に含まれるその他 投資および貸付金に係る収益					
a ) 関連事業により生じた金額					
b ) a ) を除くその他収益		8,271	985		
11 . その他未収利息および類似収益					
b ) その他利息および類似収益	11	265	32	2,177,667	259,425
13 . 金融資産および流動資産として 保有される投資に係る評価調整	5	(1,148)	(137)	(20)	(2)
14 . 未払利息および類似費用					
a ) 関連事業に関する金額	9	(20,798)	(2,478)	(19,334)	(2,303)
b ) その他利息および類似費用	5、11	(4,429)	(528)	(2,161,317)	(257,478)
16 . 税引後損益		379,347	45,192	307,104	36,585
18 . 当期損益		379,347	45,192	307,104	36,585

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
財務書類に対する注記  
2020年3月31日現在  
(ユーロで表示)

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「当社」)は、ケイマン諸島の会社法に基づき、1998年2月27日に免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日の特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日付で信託免許を取得した。当社は、同日付で、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行された投資信託管理者免許も取得した。当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律に基づき設立された持株会社でロンドンに登記上の事務所を有するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシー(「親会社」)の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類は、英国EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的親会社は、日本の法律に基づき設立された持株会社で東京に登記上の事務所を有する野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

当社の主要事業は、投資信託に信託および運用業務を提供することであり、それによって、受託および管理報酬を受領する。

当社は、連結財務書類の作成義務を免除されている。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、その財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される資産および負債は、貸借対照表日における為替レートによりユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される収益および費用は、取引日における為替レートによりユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息

受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて評価される。

注3 - 払込済資本金

2020年3月31日および2019年3月31日現在、発行済かつ全額払込済の株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株を表章する。当社は、自己株式を取得していない。

## 注4 - 繰越損益

	(ユーロ)
2018年3月31日現在残高	1,830,957
前期の利益	328,902
宣言された配当金	
2019年3月31日現在残高	<u>2,159,859</u>
2019年3月31日現在残高	2,159,859
前期の利益	307,104
宣言された配当金	
2020年3月31日現在残高	<u>2,466,963</u>

## 注5 - 金融資産

金融固定資産は、以下により構成される。

関連事業株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する会社であるマスター・トラスト・カンパニーが発行した株式の100%を所有する。

会社名	持分	取得価額 (ユーロ)	2020年3月31日 監査済純資産 (ユーロ)
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,766,114

固定資産として保有される投資

固定資産として保有される投資は、投資信託の受益証券への投資により構成される。

固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2020年 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	4,368
期中取得額	18,778
期中処分額	(8,691)
期末現在	<u>14,455</u>
評価調整	
期首現在	(20)
当期評価調整額	(1,128)
期末現在	<u>(1,148)</u>
為替の影響	
期首現在	(254)
当期評価調整額*	(93)
期末現在	<u>(347)</u>
期末純評価額	<u>12,960</u>

期末市場価格

14,139

\* 当該金額は、損益計算書の「その他利息および類似費用」の項目に含まれている。

#### 注6 - 税金

当社は、すべての地方所得税、利得税およびキャピタル・ゲイン税を2034年1月6日まで免除する旨の約定をケイマン諸島の政府から取得している。現時点において、ケイマン諸島にそのような税金は存在しない。

当社は、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインの総額に対して課せられる外国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。

#### 注7 - 債務

2020年3月31日現在、債務は、監査報酬およびその他の保証業務報酬67,000ユーロ(2019年3月31日:105,000ユーロ)、2015年1月12日付および2016年9月28日付で当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬85,140ユーロ(2019年3月31日:40,250ユーロ)ならびに2014年3月31日付で当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬3,425,000ユーロ(2019年3月31日:3,340,000ユーロ)で構成される。提供された業務には、資産管理サポート、法務、コンプライアンス、内部監査、情報技術、一般管理、インフラサービス等が含まれるが、これらに限定されない。

#### 注8 - スタッフ

当社には、2020年3月31日および2019年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

#### 注9 - 関連会社間取引

当社は、(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって100%所有されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環としてノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

2020年3月31日に終了した事業年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.において開設した当座預金口座に係る借入利息20,798ユーロ(2019年3月31日に終了した事業年度:19,334ユーロ)を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

また当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される(上記注7参照)。

#### 注10 - 総損益

2020年3月31日および2019年3月31日に終了した事業年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2020年3月31日 (ユーロ)	2019年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	8,072,574	7,766,287
その他対外費用	(7,675,388)	(7,456,179)
	<u>397,186</u>	<u>310,108</u>

2020年3月31日に終了した事業年度において、その他対外費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する年間報酬6,960,000ユーロ(2019年3月31日に終了した事業年度:7,010,000ユーロ)およびその他報酬の総額715,388ユーロ(2019年3月31日に終了した事業年度:446,179ユーロ)で構成されている。

#### 注11 - 外国為替差損益

2020年3月31日に終了した事業年度において、当社は、スポットのデリバティブ取引により生じた純損失4,083ユーロ(2019年3月31日に終了した事業年度:2,177,341ユーロの利益および同取引により生じた損失2,161,063ユーロ)を計上した。

当社は、2020年3月31日現在、損益計算書において外国為替ポジションの純変動を表示することを決定した(2019年3月31日現在、利益および損失は、勘定科目を分けて表示されていた)。

注12 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいたないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2020年3月31日現在、約30,331百万ユーロである（2019年3月31日：32,886百万ユーロ）。

注13 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響

COVID-19の発生により、顧客の投資信託の運用資産が減少したが、影響が永続的なものになるか、資産価値が回復するか、またどの程度回復するかは未だ不透明である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY  
Balance Sheet at March 31, 2020  
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2020</i>	<i>March 31, 2019</i>
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	12,960	4,094
		<u>612,960</u>	<u>604,094</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		1,859,260	1,792,840
Cash at bank and in hand	9	4,451,230	4,055,279
		<u>6,310,490</u>	<u>5,848,119</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>6,923,450</u></u>	<u><u>6,452,213</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	2,466,963	2,159,859
Profit or loss for the financial year	4	379,347	307,104
		<u>3,346,310</u>	<u>2,966,963</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	67,000	105,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	3,510,140	3,380,250
		<u>3,577,140</u>	<u>3,485,250</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>6,923,450</u></u>	<u><u>6,452,213</u></u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY  
Profit and loss account  
for the year ended March 31, 2020  
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2020</i>	<i>March 31, 2019</i>
1. to 5. Gross profit or loss	10	397,186	310,108
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
a) derived from affiliated undertakings		---	---
b) other income not included under a)		8,271	---
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income	11	265	2,177,667
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(1,148)	(20)
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(20,798)	(19,334)
b) other interest and similar expenses	5, 11	(4,429)	(2,161,317)
16. Profit or loss after taxation		379,347	307,104
18. Profit or loss for the financial year		<u>379,347</u>	<u>307,104</u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY  
Notes to the financial statements  
As at March 31, 2020  
(expressed in Euro)

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

The Company is exempted from the obligation to prepare consolidated financial statements.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

As of March 31, 2020 and 2019, the share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit or loss brought forward

	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2018	1,830,957
Previous year's profit	328,902
Dividends declared	---
	-----
Balance as at March 31, 2019	2,159,859
	-----
Balance as at March 31, 2019	2,159,859
Previous year's profit	307,104
Dividends declared	---
	-----
Balance as at March 31, 2020	2,466,963
	-----

Note 5 - Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	AcquisitionCost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2020 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,766,114

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2020
	EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	4,368
acquisitions during the year	18,778
disposals during the year	(8,691)
	<hr/>
at the end of the year	14,455
	<hr/>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(20)
value adjustments for the year	(1,128)
	<hr/>
at the end of the year	(1,148)
	<hr/>
Foreign exchange impact	
at the beginning of the year	(254)
value adjustments for the year (*)	(93)
	<hr/>
at the end of the year	(347)
	<hr/>
Net value at the end of the year	12,960
	<hr/> <hr/>
Market value at the end of the year	14,139
	<hr/> <hr/>

(\*) This amount is included in the caption "Other interest and similar expenses" of the profit and loss account.

## Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

## Note 7 - Creditors

As at March 31, 2020, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 67,000 (March 31, 2019: EUR 105,000), fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 85,140 (March 31, 2019: EUR 40,250 following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016) and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 3,425,000 (March 31, 2019: EUR

3,340,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2020 and March 31, 2019.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2020, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 20,798 (March 31, 2019: EUR 19,334). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Gross profit and loss

For the years ended March 31, 2020 and 2019, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2020</i>	<i>March 31, 2019</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	8,072,574	7,766,287
Other external charges	(7,675,388)	(7,456,179)
	397,186	310,108

For the year ended March 31, 2020, Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,960,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2019: EUR 7,010,000) and other fees for a total amount of EUR 715,388 (March 31, 2019: EUR 446,179).

Note 11 - Foreign exchange differences

For the year ended March 31, 2020, the Company incurred a net loss on spot derivatives transactions for an amount of EUR 4,083 (March 31, 2019: gains for EUR 2,177,341 and losses on same transactions for EUR 2,161,063).

As of March 31, 2020, the Company decided to present, in the profit and loss account, the net result on foreign exchange positions whereas the gains and losses were presented in separate captions as of March 31, 2019.

Note 12 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 30,331 million as at March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 32,886 million).

Note 13 - Impact of COVID-19

The emergence of the COVID-19 caused the reduction of assets under management from clients' funds, however there is still no visibility on whether the impact will be permanent or if assets value will recover and to which level.

(2) 【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。